

美化委員会細則の全部を改正する細則（案）

令和七年 月 日公布
令和七年 月 日施行
(令和7年度細則第 号)

美化委員会細則の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 活動及び所掌業務（第二条・第三条）
- 第三章 構成
 - 第一節 通則（第四条）
 - 第二節 委員（第五条・第六条）
 - 第三節 美化委員会事務局（第七条一第十五条）
- 第四章 委員会の実施（第十六条一第二十二条）
- 第五章 会計（第二十三条・第二十四条）
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この細則は、美化委員会の所掌業務を遂行するため必要な事項について定める。

第二章 活動目的及び所掌業務

(活動目的)

第二条 美化委員会は、その活動により校内の環境を整備し、もって快適な学校生活を提供することを目的とする。

(所掌業務)

第三条 美化委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (ア) 教室清掃の監督
- (イ) 教室に設置された清掃備品等の管理
- (ウ) 美化委員会の管轄にある芝生の整備
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、美化委員会の目的を達成するために必要な活動

第三章 構成

第一節 通則

(構成員)

第四条 美化委員会の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 美化委員長

- (イ) 美化委員
- (ウ) 美化委員会事務局員
- (エ) 美化委員会顧問

第二節 委員

(美化委員)

第五条 美化委員は、各学級よりそれぞれ二名ずつ互選により選出され、当該学級を代表して美化委員会の構成員となる。美化委員は、組主任による指示のもと、教室清掃の指示監督を行う。また、業務の遂行に際し、美化委員長による指示に従い、与えられた業務にも積極的に参加するよう努めるものとする。

(代理人)

第六条 美化委員が美化委員会を欠席するときは、当該学級の組長、副組長、組代表委員及び図書委員から、代理人を選出し、出席させることができる。

2 代理人は、当該美化委員と同等の権能を有する。

第三節 美化委員会事務局

(美化委員会事務局)

第七条 美化委員会は、美化委員長の下に、美化委員会事務局をおく。

(美化委員会事務局員)

第八条 美化委員会事務局員（以下「事務局員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 美化委員長
- (イ) 副美化委員長
- (ウ) 会計
- (エ) その他美化委員長が必要と認めた事務局員

2 事務局員（美化委員長を除く。）は、美化委員長が指名し、美化委員会の承認を以て任命する。

(美化委員長)

第九条 美化委員長は、美化委員会事務局を統理し、美化委員会における諸事を処理する。

(副美化委員長)

第十条 副美化委員長は、美化委員長を補佐し、美化委員長が指定した業務を統理する。

(会計)

第十一條 会計は、美化委員会の会計業務を行う。

(その他美化委員長が必要と認めた事務局員)

第十二条 その他美化委員長が必要と認めた事務局員は、美化委員長が指定した業務を統理する。

(辞任)

第十三条 事務局員（美化委員長を除く。以下この章において同じ。）は、辞任しようとするとき、美化委員長に辞表を提出しなければならない。美化委員長は、この辞表を受理する場合、当該事務局員は、その辞任について美化委員会に承認を求めなければならない。

(解任)

第十四条 美化委員長は、美化委員会の承認を以て事務局員を解任することができる。

(解職請求)

第十五条 次に掲げる委員会構成員は、当該各号に掲げる方法により、事務局員の解職を発議することができる。

(ア) 美化委員 所定の書式に発議者及び発議理由を明記し、賛同する委員十名以上の署名を付し、これを美化委員長に提出すること。

(イ) 美化委員長及び事務局員 所定の書式に発議者及び発議理由を明記し、美化委員長に提出すること。

2 解職が発議され、美化委員会において解職が承認されたとき、当該事務局員は、直ちに罷免される。

第四章 委員会の実施

(招集)

第十六条 委員会は、美化委員長が招集する。

2 次に掲げる場合、美化委員長は、委員会を招集しなければならない。

(ア) 美化委員長が必要と認めたとき。

(イ) 美化委員五名以上が必要と認めたとき。

(ウ) 事務局員の三分の二以上が必要と認めたとき。

(エ) 事務局員の解職が発議されたとき。

3 前項イ号及びウ号に際し、招集を要求する美化委員又は事務局員は、所定の書式に提出者及び招集要求理由を明記し、これを美化委員長に提出しなければならない。

4 美化委員長は、第二項ア号にあっては、必要と認めた時から、同項イ号及びウ号にあっては、前項に定める招集要求が提出された日から、同項エ号にあっては、前条に定める方法により美化委員長に事務局員の解職の発議が提出されてから、それぞれ起算して三十日以内に、美化委員会を招集しなければならない。

5 第二項の規定にかかわらず、美化委員長は、任期の開始の日から起算して三十日以内に、美化委員会を招集しなければならない。

6 前項に定める美化委員会では、次に掲げる事項を審議するものとする。

(ア) 美化委員会事務局人事

(議決)

第十七条 委員会は、活動の執行に関する事項等、委員会の運営に必要な議決を行うことができる。

2 議案は、表決者の過半数の賛成を以て議決する。

(議長)

第十八条 議長は、美化委員長が務める。議長は、委員会の秩序保持のため、必要な措置を講じることができる。

(議決権)

第十九条 委員会構成員のうち、議決権保有者を次に掲げるとおりとする。

(ア) 美化委員長

(イ) 美化委員

2 議決権保有者のうち、委員会に出席した者を議決参加者とする。

3 議決参加者のうち、棄権者を除いたものを表決者とする。

(定足数)

第二十条 委員会は、美化委員十五名以上及び美化委員会顧問一名以上の出席がなければ議決をすることができない。

(一括)

第二十一条 議長は、必要と認めるとき、二件以上の事件を一括して議題とすることができます。

(一事不再議)

第二十二条 美化委員会で議決された事件については、特別な事由又は内容の変更のない限り、同一年度中は、再び提出することができない。

第五章 会計

(予算)

第二十三条 美化委員会の予算は、保護者会費より美化委員会に配分されたものを、美化委員会事務局会計が管理する。予算の執行に際しては、美化委員長及び美化委員会顧問による承認を必要とする。

(会計責任者)

第二十四条 美化委員会の会計責任者を、美化委員会事務局会計とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この細則は、令和七年六月十三日から施行する。